

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の申請	
根拠法令・条項	介護保険法第45条、第56条 介護保険施行規則第71条、第90条 堺市介護保険施行規則第36条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を受けようとする要介護（要支援）被保険者は、「堺市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請があったときは、申請の結果を「堺市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給決定通知書」又は「堺市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費不支給決定通知書」により、申請者に通知し、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を支給する。</p> <p>審査基準は、上記根拠法令・条項に具体的に記載している。概要は、別紙のとおりである。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日～40日（申請受付日による）
	標準処理期間を設定できない理由	

介護保険福祉用具購入費の支給について

.....
貸与（レンタル）になじまない排せつ、入浴などのための福祉用具を購入する際には、申請により介護保険からその費用の一部を支給します。

■利用できる方

介護保険の要介護（要支援）の認定を受け、居宅で生活されている方

■支給要件

- ・ 指定特定福祉用具販売事業所（※）から購入したものであること。
※都道府県や政令指定都市などから指定を受け、介護保険における福祉用具販売を行うことができる事業所
- ・ 要介護（要支援）者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であり、介護保険福祉用具購入費の支給対象となる品目の福祉用具であること。
- ・ 要介護（要支援）者の居宅において使用すること。介護保険施設等に入所している場合や、医療機関に入院している場合は利用できません。

■支給対象となる品目

- ・ 腰掛便座
- ・ 特殊尿器（レシーバー部分等）
（機器本体部分については、平成24年4月1日から福祉用具貸与品目となっています。）
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具
- ・ 水洗ポータブルトイレ

■支給限度基準額

要介護（要支援）度に関係なく、同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき10万円。ただし、1割（又は2割、3割）は自己負担になりますので、介護保険からの支給額は9万円（2割負担の方は8万円、3割負担の方は7万円）が上限です。支給限度基準額（10万円）を超えた額については、全額自己負担となります。

（注意）原則として、用途や機能が同一の福祉用具を複数購入することや買い替えることはできません。ただし、用具の破損や被保険者の要介護度が著しく高くなったなどの特別な事情があれば支給できる場合がありますので、事前に各区の介護保険担当窓口でご相談ください。